

1 神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例（平成11年神奈川県条例第43号）新旧対照表

改 正					現 行						
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）						
区分	単位	使用料				区分	単位	使用料			
		所在地						所在地			
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	使用面積 1平方メートル	320円	270円	250円	250円	通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	使用面積 1平方メートル	300円	250円	230円	230円
倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）	1メートル1年	700円	590円	560円	550円	倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）	1メートル1年	680円	550円	520円	500円
第一種電柱	1本1年	2,460円	1,940円	1,630円	1,530円	第一種電柱	1本1年	2,370円	1,880円	1,560円	1,450円
第二種電柱		3,780円	2,980円	2,510円	2,350円	第二種電柱		3,650円	2,890円	2,400円	2,230円
第三種電柱		5,100円	4,030円	3,380円	3,170円	第三種電柱		4,920円	3,890円	3,240円	3,000円
第一種電話柱		2,200円	1,740円	1,460円	1,360円	第一種電話柱		2,120円	1,680円	1,400円	1,290円
第二種電話柱		3,520円	2,780円	2,330円	2,180円	第二種電話柱		3,390円	2,690円	2,230円	2,070円
第三種電話柱		4,830円	3,820円	3,200円	3,000円	第三種電話柱		4,660円	3,690円	3,070円	2,850円
鉄塔	使用面積 1平方メートル1年	1,900円	1,600円	1,530円	1,500円	鉄塔	使用面積 1平方メートル1年	1,840円	1,490円	1,400円	1,370円
その他の柱類	1本1年	220円	170円	150円	140円	その他の柱類	1本1年	210円	170円	140円	130円
共架電線その他上空に設ける線類		22円	17円	15円	14円	共架電線その他上空に設ける線類		21円	17円	14円	13円
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	9円	8円	地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	8円	8円
外径が0.07メートル未満のもの		92円	73円	61円	57円	外径が0.07メートル未満のもの		89円	70円	59円	54円

		改 正				現 行					
管類	外径が 0.07メー トル以上		130円	100円	87円	82円		130円	100円	84円	78円
	0.1メー トル未満 のもの										
	外径が 0.1メー トル以上		200円	160円	130円	120円		190円	150円	130円	120円
	0.15メー トル未満 のもの										
	外径が 0.15メー トル以上		260円	210円	170円	160円		250円	200円	170円	160円
	0.2メー トル未満 のもの										
	外径が 0.2メー トル以上	長さ1メ ートル1	400円	310円	260円	250円	長さ1メ ートル1	380円	300円	250円	230円
	0.3メー トル未満 のもの	年					年				
	外径が 0.3メー トル以上		530円	420円	350円	330円		510円	400円	340円	310円
	0.4メー トル未満 のもの										
	外径が 0.4メー トル以上		920円	730円	610円	570円		890円	700円	590円	540円
	0.7メー トル未満 のもの										
	外径が 0.7メー トル以上		1,320 円	1,040 円	870円	820円		1,270 円	1,010 円	840円	780円
	1メート ル未満の もの										
	外径が1 メートル 以上2メ ートル未 満のもの		2,640 円	2,080 円	1,750 円	1,640 円		2,540 円	2,010 円	1,680 円	1,550 円

改 正							現 行								
	外径が2 メートル 以上のもの		5,270 円	4,160 円	3,500 円	3,280 円		外径が2 メートル 以上のもの		5,090 円	4,030 円	3,350 円	3,110 円		
看板		表示面積 1平方メ ートル1 年	8,200 円	4,310 円	1,330 円	910円	看板		表示面積 1平方メ ートル1 年	8,010 円	4,730 円	1,510 円	1,040 円		
	農耕地、牧草地 等	使用面積 1平方メ ートル1 年	14円	12円	11円	11円		農耕地、牧草地 等	使用面積 1平方メ ートル1 年	14円	11円	10円	10円		
		土石の 採取	たんぼ 田圃砂利 の採取						230円	土石の 採取	たんぼ 田圃砂利 の採取				
山砂利の 採取							260円		山砂利の 採取						260円
その他の 土石の採 取					460円	その他の 土石の採 取					460円				
備考 1 所在地とは、使用する箇所の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。ただし、使用する箇所が2以上の所在地の区分にわたる場合は、最も高い金額の区分によるものとする。 (1) 第一級地 横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市及び座間市の区域をいう。 (2) 第二級地 相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。 (3)・(4) (略) 2～9 (略)							備考 1 所在地とは、使用する箇所の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。ただし、使用する箇所が2以上の所在地の区分にわたる場合は、最も高い金額の区分によるものとする。 (1) 第一級地 横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市の区域をいう。 (2) 第二級地 相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。 (3)・(4) (略) 2～9 (略)								